

役場からのお知らせ

南小学校区に定住する子育て世帯へ補助 定住促進補助金制度をご利用ください



☎ 都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

菊陽南小学校区の活性化のため、対象地区内に定住する子育て世帯に、住宅の新築などや転入・転居、出生児の養育費用の一部を補助します。

◆対象地区
菊陽南小学校区(井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次)

- ◆補助要件(抜粋)
 - 対象地区内に3年以上居住すること
 - 小学生以下の扶養親族や妊娠中の親族と同居すること など
- ◆申請方法 住宅を新築(購入)した日または転入(転居)した日などから6カ月以内に必要書類を提出する

対象者	条件	補助金額
①住宅を新築または新規購入する人	住宅の新築・購入	100万円
	中古住宅を購入	50万円
②リフォームなどを行った住宅に転入や転居する人	リフォーム住宅に転入(転居)	リフォームなどの費用の2分の1以内(上限50万円)
③①②以外の転入や転居をする人	①②以外の転入(転居)	小学生以下の扶養親族1人当たり10万円
④対象地区内の人が出産した出生児の養育者	対象地区内の人が出産	出生児1人当たり10万円

※既に居住している住宅の建て替えやリフォームは対象外です。
※①②の場合、小学生以下の扶養親族1人当たり20万円の加算があります。
※①②の交付申請時に妊娠していた子を出産し、④の対象者として申請する場合は、出生児1人当たり20万円を補助します。

種からグリーンカーテンを作いませんか



☎ 環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114

地球温暖化対策として、ゴーヤを種から育ててグリーンカーテンを作いませんか。

- ◆日時 4月20日(日) 午後1時～2時
- ◆場所 菊陽杉並木公園管理センター
- ◆対象者 町内在住者または在勤者
- ◆費用 無料
- ◆講師 グリーン(ゴーヤ)カーテン菊陽
- ◆申込方法 下記QRコードまたは電話で申し込む
- ◆定員 30人(先着順)
- ◆申込期限 4月17日(木) 午後5時



申し込みはこちら

雨水浸透桧・雨水タンクの設置を補助します



☎ 環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114

地下水の保全・涵養、都市型災害の軽減を図り、生活環境の保全につなげるため、雨水浸透桧・雨水タンクの設置費用を補助しています。詳しくは、お問い合わせください。

◆補助金額

対象	補助金額
雨水浸透桧(内径350㎜以上のもの)	1基当たり21,000円(上限4基)
雨水タンク	有効貯水量200ℓ未満 購入額の2分の1の額(上限2万4千円)
	有効貯水量200ℓ以上 購入額の2分の1の額(上限3万5千円)

忘れずに 家族に変化があったら児童手当の手続きをお早めに



☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

それぞれの手続きに必要な書類があります。詳しくは町ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら

- ◆手続き先
公務員：職場
公務員以外の人：子育て支援課または西部支所

◆手続きが必要な事由と提出書類・期限

事由	提出書類	期限
児童が生まれた	認定請求書または	異動日の翌日から 15日以内
新たに児童を養育ようになった	額改定認定請求書	
他市町村から転入してきた	認定請求書	
公務員でなくなった	受給事由消滅届	異動日以降すみやかに
受給者が町外に転出した		
受給者が公務員になった		
受給者が拘禁された		
婚姻、養子縁組、離婚により、受給者を配偶者に切り替えたい	額改定届または 受給事由消滅届	
児童を養育しなくなった		
児童が亡くなった	未支払請求書	
受給者が亡くなった	別居監護申立書	
児童または配偶者と別居した	変更届	手当振込日前月末まで
振込先の口座を変更したい(受給者以外の口座は不可)		異動日以降すみやかに
婚姻、養子縁組、離婚をした(受給者は切り替えない)		
町に住民票がない配偶者や児童の住所や氏名などが変わった		
受給者の加入する年金が変わった(3歳未満の児童を養育している人のみ)		

病後児保育室のウェブ予約を開始します



☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

パソコンやスマートフォンから、病後児保育室の予約やキャンセル、空き状況の確認ができる予約システムの運用を始めます。

◆利用までの手続き

- ①「あずかるこちゃん」でアカウントを作成する
- ②利用を希望する施設を登録する
- ③利用を希望する施設に予約する
- ④病院を受診する(連絡票を発行してもらう)
- ⑤予約システムを通じ、利用可否の連絡を受信
- ⑥(利用可の場合)施設を利用する

◆対象施設

病後児保育室こあら、病後児保育室ゆーかり

◆利用開始日 4月1日(火)

※4月1日(火)分の予約申し込みは、3月31日(月)正午から始めます。



利用登録はこちら→

児童扶養手当の手当額が改定されました



☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

全国消費者物価指数の引き上げにより、令和7年4月分から、児童扶養手当の額が改定されました。

	支給区分	3月まで	4月から
第1子の額	全部支給	45,500円	46,690円(1,190円増)
	一部支給	45,490円～10,740円	46,680円～11,010円(1,190円増～270円増)
第2子以降の加算額	全部支給	10,750円	11,030円(280円増)
	一部支給	10,740円～5,380円	11,020円～5,520円(280円増～140円増)

役場からのお知らせ